

自治基本条例 用語の定義について

第13回市民WG会議にて (H24.2.13)

【たたき台案】

『市』…市長、教育委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者をいう。

嶋田先生意見…『市』を執行機関だけに限定して使うのは違和感がある。本来は、住民・地域・市議会・執行機関の全てが含まれる。

草野座長意見…用語の使い方として、例えば『市側の説明』といった場合には、『行政機関側の説明』を表しているという認識。『市の執行機関』という場合の『執行機関』という表現は他に何かないか。分かりやすいもので。

市の執行機関を表す言葉を再度考えるように指示あり。

(他市の例)

大和郡山市

市 市議会、市長その他の執行機関を含めた地方公共団体をいう。

執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

小田原市

市 議会及び市の執行機関をいう。

市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

鳴門市

市 議会及び行政をいいます。

行政 市長その他の執行機関をいいます。

以上を受け、たたき台案としては、行政（または行政機関）と市として以下の内容とする。

行政（または行政機関）市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会、及び公営企業管理者をいう。

市 市議会及び行政をいう。